

平成16年度年度計画による自己点検・評価書

項目 - 5 教育研究組織（センター等）

(1) 観点ごとの自己点検・評価

観点 - 5 - : 全学的なセンター等が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点にかかる状況）

心理教育相談室が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

上越教育大学心理教育相談室（以下、心理教育相談室）は、心理臨床に関わる相談に対する社会的要請に応じるとともに、本学の大学院生等の心理臨床に関わる相談活動に関する教育訓練を行うことによって、心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的として平成12年12月に開所した。活動の方針としては、次の5項目を中心とした業務を円滑に進めることとしている。a) 心理臨床に関わる相談に関すること、b) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査・研究及びその成果の発表と刊行に関すること、c) 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関すること、d) 大学院学校教育研究科学校教育専攻発達臨床コース・学校カウンセリング領域の臨床心理実習の指導に関すること、e) 学校及び地域社会などへのコンサルテーションに関すること等である。

（分析結果）

優れている。

（根拠理由）

以下の通り、教育研究の目的を達成するために十分な機能を果たしているといえる。これは、平成16年度に行われた、日本臨床心理士資格認定協会からの査察においても査察委員から上記の評価を得ていることから十分な根拠を有しているといえる。

a) 心理臨床に関わる相談に関すること

心理教育相談室の開所から、現在（平成16年12月）月までの相談室の利用状況は次の通りである。相談の受理数は206件であった。また、学齢・年齢等の区分による延べ相談件数は、就学前145件、小学生890件、中学生641件、高校生475件、大学生30件、社会人422件、成人496件で、総計3,099件であった。平成12年12月の相談室の開所以来、相談の申し込みが増加し、8名の相談室相談員が担当する相談業務も増加の一途をたどっている。

今後も、相談件数の増加が予想されるが、このような地域のニーズに対応するためには、スタッフや相談施設の充実が必要となる。

b) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査及びその成果の発表と刊行に関すること

これまでに、相談室の紀要（「上越教育大学心理教育相談研究」）を3冊刊行し、相談室スタッフを中心とした執筆者が30編の研究論文を掲載した。また、上越教育大学心理教育相談室の概要および修士論文題目一覧及び論文概要を掲載した。相談室の紀要は、今後も本相談室の研究成果を公表するとともに、上越地域を中心とした専門機関や施設等との研究交流や連携を深めるための情報誌としても期待される。

c) 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関すること

平成15年度は、「臨床心理実習のカリキュラム開発に関する実践的研究」として、昨年度から継続して、上越教育大学研究プロジェクト経費を取得し研究を進めた。本研究では、臨床心理士養成のため、臨床心理基礎実習および臨床心理実習を実施しながら、望ましい臨床心理実習カリキュラムについて検討し、カリキュラム開発を行うことが目的とされた。平成13年度より実施されている臨床心理基礎実習および臨床心理実習の授業内容を洗練し、カリキュラム開発を行ってきた。その内容の一部は、平成15年7月の研究プロジェクトセミナーなどを通じて、本学大学院生に対して還元した。臨床心理の教育・訓練とその効果についての研究は少ないため、効果的な教育のためのカリキュラム開発が必要とされており、今後も

効果的な教育方法への改善が精力的に進められる必要がある。

- d) 大学院学校教育研究科学校教育専攻発達臨床コース・臨床心理学領域及び臨床心理学コースの臨床心理実習の指導に関する事

心理教育相談室開室以来、70名の大学院生に対する臨床実習指導を行った。実習の中心は、心理教育相談室における臨床心理基礎実習で、学生は「相談研修生」として登録した後に、模擬面接実習、相談場面の観察・陪席、ケースカンファレンスを経て、心理教育相談室に来所するケースに対して、スーパーバイザーである相談員の指導のもと、相談業務を行ってきた。また、精神神経科等の専門病院、家庭裁判所、児童相談所、保健所、少年院などでの短期間の実習も行った。以上のように、発達臨床コース・臨床心理学分野の学生は、2年間の間に、臨床心理基礎実習及び臨床心理実習を中心とした“実務実習”が課せられ、これらに費やす時間は、2年間を通してほぼ恒常的に受講するもので莫大になる。したがって、それらを責任を持って指導する8名の教官が担う、教育研究指導も莫大なものとなっている。さらに、修士論文の作成が必修となっており、学生は、2年間にわたりほぼ毎週課せられている臨床心理実習を行いながら臨床心理学研究を進めなければならず、学生及び指導教官にかかる負担が増大していることも事実である。今後、“臨床心理士養成”に特化した専門大学院構想を念頭においた教育指導態勢が必要となるだろう。

- e) 学校及び地域社会などへの支援業務

心理教育相談室のスタッフは、新潟県教育委員会から委嘱されるスクールカウンセラー業務を始めとして、地域市町村教育委員会や教育センター等が主催する教員研修会講師を担当しており、地域における心理臨床へのニーズの高まりを反映している。今後も、このような地域からの支援の要請は増加するものと思われ、8名のスタッフの業務の負担が予想される。今後、心理教育相談室を核として、地域の専門職や、教育相談業務等の経験を有する教職員との連携を密にして、“非常勤相談員”なる制度による専門的社会資源の有効活用をめざした計画の策定が急務となる。

根拠データ

[1] 上越教育大学心理教育相談室規則（抄）

上越教育大学心理教育相談室規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第11条第2項の規定に基づき、上越教育大学心理教育相談室（以下「相談室」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 相談室は、心理臨床に関わる相談（以下「相談」という。）に対する社会的要請に応じるとともに、上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース（以下「臨床心理学コース」という。）の学生等の心理臨床に関わる相談活動（以下「相談活動」という。）に関する教育訓練を行い、もって心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的とする。

（業務）

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 相談に関する事。
- (2) 心理臨床及びその周辺領域に関わる学術調査・研究及びその成果の発表と刊行に関する事。
- (3) 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関する事。
- (4) 臨床心理学コースの臨床心理実習の指導に関する事。
- (5) 学校及び地域社会などへのコンサルテーションに関する事。
- (6) その他相談室に必要な業務に関する事。

2 前項第1号に規定する相談の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受理面接 問題の概要を聴取して、面接の方針を検討するための面接
- (2) 教育相談面接 保護者以外の問題を有している人に関わっている人に対して行われる助言のための面接
- (3) 遊戯面接 幼児や児童に対して行われる遊戯などを含む面接
- (4) 心理教育面接 保護者に対して行われる継続的な面接
- (5) 臨床心理面接 問題を有している人に対して行われる継続的な面接
- (6) 心理検査面接 心理検査の実施を中心とする面接

第4条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 相談室長（以下「室長」という。）
- (2) 相談員
- (3) その他学長が必要と認めた者
（管理運営）

第5条 相談室は、室長が管理運営する。

（相談員）

第6条 相談員は、臨床心理士の資格を有する心理臨床講座の教員をもって充てる。ただし、必要に応じ、臨床心理士の資格を有する国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の職員及び本法人の職員以外の者を充てることができる。

（相談研修生）

第7条 臨床心理学コースに在籍する大学院学生及び学長が必要と認めた研究生等を相談研修生とする。

2 相談研修生は、上越教育大学の定める臨床心理実習の指導を受けるとともに、相談員が行う相談活動の補助業務を行うものとする。

（運営委員会）

第8条 室長の諮問に応じ相談室の運営に関する重要事項を審議するため、心理教育相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（相談の実施）

第9条 相談は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを行うことができる。

（相談の申込み）

第10条 相談の申込みをしようとする者は、所定の申込書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

（事務の処理）

第11条 相談室に関する事務は、総務部研究連携室において処理する。

（細則）

第12条 この規則に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

[2] 心理教育相談室における相談受理件数

平成 13 年度	52
平成 14 年度	29
平成 15 年度	59
平成 16 年度	66
計	206

平成 16 年度は、12 月までの件数である。以下、[3] 及び [4] において同じである。

[3] 心理教育相談室における学齢等別延べ相談件数

	就学前時	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人	成人	計
平成 13 年度	19	117	57	62	3	32	70	360
平成 14 年度	19	164	140	102	2	71	110	608
平成 15 年度	41	357	245	161	11	97	208	1,120
平成 16 年度	66	252	199	150	14	222	108	1,011
計	145	890	641	475	30	422	496	3,099

[4] 臨床実習指導の実施状況

平成 13 年度	18
平成 14 年度	16
平成 15 年度	18
平成 16 年度	18
計	70